

昭天瑞民商だより

昭和天白瑞穂民主商工会

名古屋市瑞穂区大喜新町2-4

TEL:052-889-6611

FAX:052-889-6610

コロナを患ったら共済会制度を利用しよう！

コロナに
負けるな！

コロナウイルスの第7波が再び猛威を振るっている昨今、コロナ罹患者も増え続けています。民商共済会では、共済会に加入している方で、コロナに罹った方や濃厚接触者になったと保健所から認定された方が共済保険請求を行っています。コロナに罹った方は一日3000円(最大10日)、濃厚接触者は5000円の安静加療金(未請求の方)が支給されます。

また、現在(8/31)までで、入院見舞金を請求した方は17名に上りますが、うちコロナ罹患者は四分の一、安静加療を請求した方はいずれもコロナの濃厚接触者でした。

まずは、共済会に加入しているか否かを民商で確認しましょう。詳しい内容に関しては民商までお問い合わせください。請求してから、お手元に支給されるまで約2週間ほどかかることをご了承ください。

電子帳簿保存法って？

9月8日(木)に瑞穂区の瑞穂生涯学習センターで電子帳簿保存法学習会が行われました。当日は講師の先生が大遅刻するハプニングもありましたが、無事行われ、“電子帳簿保存法三本柱”について解説されました。

電子帳簿保存法三本柱とは？

①電子帳簿保存法

・優良な電子帳簿は過少申告があった際に過少申告加算税を5%軽減する、また、個人事業者は青色申告の65万円控除が受けられるなど、メリットもありますが、電子データの保存は記帳代行をやっている税理士・会計士などのデータではなく、自社で会計ソフト【PCA会計、弥生会計、勘定奉行などJIIMAの認証マークがあるもの】を導入し、パソコンで保管する必要があります。

②スキャナ保存

・紙で受領した請求書等(自社発行のものはその写し)を電子データで保存する
※請求書・契約書・納品書・注文書など…(PDFなどにして保存)

③電子取引に係るデータ保存制度

・電子取引とはネットによる取引などを指し、電子メールの本文・添付ファイル、WEB上でのやり取りで領収書に相当するものをPDFやスクリーンショット等で保存する必要がある
・改ざん防止のための措置をとる(自分を守るため) 履歴が残るシステムの導入や「改ざん防止のための事務処理規定」を定めて守るでも問題ありません

上記の説明は、学習会で使われたレジュメを簡略化し、一部抜粋したものです。内容を詳しく知りたい方は民商までご連絡下さい。また、制度の詳細は未だ定まっていない部分が多く、今後、変更になるかもしれないので、注意深く見守っていきましょう！

インボイス制度への登録・申請が始まっています！

相談は民商までご連絡ください！→TEL:052-889-6611

※なんでも相談会開催中

毎月第2・第4水曜日14時～、19時～【予約要】